

政令番号242 セレン及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							2.7E+2	265.1
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県							1.7E+2	167.1
6	山形県							8.6E+1	85.7
7	福島県							7.8E+2	782.2
8	茨城県							1.7E+2	167.1
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県							1.3E+2	133.4
15	新潟県								
16	富山県							5.7E+1	56.6
17	石川県							1.4E+2	135.7
18	福井県							1.4E+2	135.7
19	山梨県								
20	長野県							6.0E-3	0.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							5.3E+2	525.1
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							2.2E+2	224.2
27	大阪府							2.4E-2	0.0
28	兵庫県							5.7E+1	57.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.1E+2	107.2
33	岡山県							1.7E+1	16.7
34	広島県							1.8E+2	177.0
35	山口県							1.3E+2	125.9
36	徳島県							3.3E+2	334.0
37	香川県								
38	愛媛県							1.2E+2	124.7
39	高知県								
40	福岡県							8.1E+1	81.2
41	佐賀県								
42	長崎県							4.3E+2	433.3
43	熊本県							1.8E+2	177.8
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							1.1E+2	113.3
	全国							4.4E+3	4,426.5